

独立行政法人国立成育医療研究センター年度計画

平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターの年度計画を次のとおり定める。

平成22年4月1日

独立行政法人国立成育医療研究センター

理事長 加藤 達夫

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 研究・開発に関する事項

平成22年度より臨床研究センターを設置し、研究所と病院をつないで、臨床研究の企画、立案、実施及び支援を行う中心となるような体制を構築することにより、研究所、臨床研究センター、病院という新たな体制で高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する基礎を築いていく。

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見の交換等の連携強化を図る。この目的を達成するために相互の人的交流、共同しての臨床研究を推進するためセミナー、グラウンドラウンド等を共同開催する。

平成22年度は、研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して4%増加させる。また病院・研究所による新規共同研究を推進させるためのチームを発足し、平成21年度に比して増加するよう努める。

② 産官学等との連携強化

臨床研究センターを開設し、企業等の産業界、大学等の研究機関との研究に関する連携、独立行政法人国立病院機構や小児専門医療施設等との治験実施等に関する連携を深めていく基盤を整備する。

平成 22 年度は企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、平成 21 年度に比して 2%増加させる。

③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備

平成 22 年度は成育医療に関する戦略的研究・開発を推進するための体制整備についての検討を開始する。

④ 知的財産の管理強化及び活用推進

センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化を見直し、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実に努める。

このため、平成 22 年度はセンターとして職務発明委員会における審査件数を、平成 21 年度に比して 4%増加させる。

(2) 病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

治療成績及び患者の QOL の向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、平成 22 年度は臨床研究センターを中心として、治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた臨床研究支援部門の体制整備計画を策定する。

② 倫理性・透明性の確保

臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。

平成 22 年度はこの推進に当たり、倫理審査委員会及び IRB において審査した研究に関する情報を年 12 回以上更新する。

また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るための講習会を開催するとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、問い合わせへの対応を適切に行う。

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。

具体的な平成 22 年度計画については、別紙 1 に記述する。

2. 医療の提供に関する事項

成育医療において、胎児診断・治療や小児の高度先駆的な医療を推進し提供するとともに、標準的な医療の確立に努める。

また、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の推進に努める。

(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

病院・研究所が共同して、生体部分肝移植等の成育疾患における高度先駆的な医療を提供する。

② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

最新の EBM に基づく成育医療を提供し、その普及に努める。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

① 患者等参加型医療の推進

患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者ととともに選択できる環境を整え、情報の共有化に努める。

また、患者相談窓口を開設し、患者・家族の支援体制を構築する。

このため、平成 22 年度は、セカンドオピニオン外来の充実を図り、実施件数を平成 21 年度に比して 1% 増加させる。

さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果を分析することにより、業務の改善に努める。

② チーム医療の推進

一人の患者に対し、必要に応じて複数科が関与し、また、多職種連携により、疾患を克服する診療体制の基盤整備を開始する。

③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供

患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで行う医療連携・退院ケアチーム（退院支援チーム）を発足し、平成 22 年度は退院支援チームが関与した退院困難なケース数を平成 21 年度に比して、1% 増加させる。

④ 医療安全管理体制の充実

医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行うとともに、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行う。

⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うための専門的な部署を設置し、患者の声を収集するための方法を検討する。

(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

① 子どもの心の診療

全国の拠点病院と連携し、情報収集および発信、専門家の派遣、研修、調査研究等の準備を開始するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の専門医を育成する研修を行う。

② 周産期・小児医療における中核的な役割

母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、周産期医療体制の中核的な役割を果たす。

小児医療においては、高度な小児医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、小児救急医療体制の中核的な役割を果たす。

3. 人材育成に関する事項

(1) リーダーとして活躍できる人材の育成

成育医療研究に関しての人材の育成については、研究所はセンター内の病院に勤務する職員、大学、企業等から積極的に人材の受け入れを図る。

病院は成育医療に関する専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む）の育成を積極的に行い、専門修練を終えた成育医療に関するリーダー的人材を各地域に輩出する。

(2) モデル的研修・講習の実施

成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。

このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を20回以上開催する。

4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

(1) ネットワーク構築の推進

他の医療機関が参加するセミナーや症例検討会等を実施するとともに、他機関との合同カンファレンスを開催し、標準的医療等の普及を図る。

(2) 情報の収集・発信

成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を入手できるよう、ホームページ上に小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を開始する。

5. 国への政策提言に関する事項

成育疾患において、事業に取り組む中で明らかとなった課題の収集・分析に取り組むとともに、国と連携しつつ、専門的提言を行うための手法について検討を開始する。

6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

病院内に危機管理室を設け、危機管理マニュアルの作成に取り組む。

(2) 国際貢献

研究成果を諸外国に発信するため英文での論文、海外での研究発表、海外との共同研究を行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 効率的な業務運営に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制

センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。

さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の見直しを行う。

① 副院長複数制の導入

特命事項を担う副院長の設置を行うとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。

② 事務部門の改革

事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。

(2) 効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成22年度の損益計算において、経常収支率を101%以上とするよう経営改善に取り組む。

① 給与制度の適正化

給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。

② 材料費の節減

材料費率の抑制を図るため、医薬品及び医療材料の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の集約に取り組む。

③ 一般管理費の節減

一般管理費（退職手当を除く。）の経費節減に努めるとともに、事務部門の見直し等により、平成 21 年度に比して、15%以上節減できる体制を構築する。

④ 建築コストの適正化

建築単価の見直し等を進め、コスト削減に取り組む。

⑤ 収入の確保

医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。

また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立に努める。

2. 電子化の推進

(1) 電子化の推進による業務の効率化

費用対効果を勘案しつつ、職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むとともに、情報セキュリティを専門に扱う部署を設置する。

(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施

平成 22 年度は企業会計原則に基づく会計処理への移行初年度であることから、4月1日から財務会計システムを導入し、確実に稼働させることにより、月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、その経営状況の分析を行う。

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。

契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1. 自己収入の増加に関する事項

外部資金を受け入れるための経費毎の担当部署を明確化し、寄附や受託研究を適切に運用していくためのルールを作成する。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

平成 22 年度は長期借入を行わず、内部資金の有効活用により、センターの機能の維持・向上を図りつつ、センターの固定負債（長期借入金の高）を減少させる。

- (1) 予 算 別紙 2
- (2) 収支計画 別紙 3
- (3) 資金計画 別紙 4

第4 短期借入金の限度額

- 1. 限度額 2, 100 百万円
- 2. 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
- (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備整備に関する計画

自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。

2. 人事システムの最適化

業績評価制度の導入に着手し、職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を給

与に反映できる制度となるよう検討する。

非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。

女性の働きやすい環境の整備及び職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。

3. 人事に関する方針

(1) 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮していく。

特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策に取り組む。

また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。

(2) 指標

安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう、適正な人員配置に努める。

技能職については、外部委託の推進に努める。

4. その他の事項

センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを作成するための検討を行う。

ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取が可能となるよう整備を行う。

担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。

そこで平成22年度においては、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、疫学研究、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成22年度においては、平成21年度に比し英文・和文の原著論文発表数を1%増加させる。

2. 具体的方針

(1) 疾病に着目した研究

① 疾患の本態解明

平成22年度は先天性代謝異常症の一つである糖原病患者について、最新の治療法である酵素補充療法についての臨床研究を推進する。また川崎病について病院、研究所が共同してその原因の探索、治療法の開発に向けた研究を行う。

② 成育疾患の実態把握

平成22年度は、胎児期から長期にわたる児の追跡調査研究である、成育コホート研究における結果解析に着手する。

③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

高度先駆的な医療を必要とする代表的成育疾患の一つである慢性肉芽腫症治療法開発について、平成22年度は遺伝子治療を実施するための計画について、施設の遺伝子治療臨床研究審査委員会における審査を終了する。

また、標準的治療法開発の一つとして、ネフローゼ症候群に対するリツキシマブ治療を、医師主導治験として多施設共同で開始する。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索に取り組む。平成22年度においては、骨格形成と関節炎に係る網羅的遺伝子構造・発現解析研究に着手する。

また、平成22年度は、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数を平成21年度に比し、1%の増加を図る。

(2) 均てん化に着目した研究

① 医療の均てん化手法の開発の推進

成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインの作成に着手するとともに、先進医療・高度医療について1件の申請を目指す。

また、人材育成ツールとして、系統だった教育・研修システムツールの開発に関する検討を行う。

② 情報発信手法の開発

ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進

成育医療に対する理解を促進し、医療従事者や患者・家族に対する支援の質を向上させるため、ホームページ上に小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を開始する。

イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進

国と連携しつつ、専門的提言を行うための手法について検討を開始するとともに、不採算部門となっている小児・産科医療費関係の現状調査・分析を行う。

ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進

ホームページを介して、授乳中の薬剤使用に関する情報を提供する等、妊娠と薬情報センターにおける患者への情報提供及び患者からの相談対応について取り組む。

平成 2 2 年度予算

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>5,008</u>
施設整備費補助金	<u>0</u>
長期借入金等	<u>0</u>
業務収入	<u>11,345</u>
その他収入	<u>4,554</u>
計	<u>20,908</u>
支出	
業務経費	<u>14,893</u>
施設整備費	<u>2,670</u>
借入金償還	<u>634</u>
支払利息	<u>163</u>
その他支出	<u>510</u>
計	<u>18,870</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているのので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 診療報酬改定は考慮していない。

(注3) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

平成 2 2 年度収支計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>18,161</u>
経常費用	<u>18,122</u>
業務費用	17,956
給与費	8,260
材料費	3,241
委託費	1,873
設備関係費	2,186
その他	2,396
財務費用	163
その他経常費用	3
臨時損失	<u>39</u>
収益の部	<u>18,507</u>
経常収益	<u>18,469</u>
運営費交付金収益	4,941
資産見返運営費交付金戻入	10
業務収益	13,402
医業収益	12,496
研修収益	8
研究収益	898
土地建物貸与収益	23
宿舍貸与収益	88
その他経常収益	5
臨時利益	<u>39</u>
純利益	<u>347</u>
目的積立金取崩額	0
総利益	<u>347</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成 2 2 年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>20,908</u>
業務活動による支出	<u>15,056</u>
研究業務による支出	1,164
臨床研究業務による支出	1,583
診療業務による支出	9,806
教育研修業務による支出	1,302
情報発信業務による支出	169
その他の支出	1,032
投資活動による支出	<u>2,670</u>
財務活動による支出	<u>1,144</u>
翌年度への繰越金	<u>2,038</u>
資金収入	<u>20,908</u>
業務活動による収入	<u>16,470</u>
運営費交付金による収入	5,008
研究業務による収入	209
臨床研究業務による収入	614
診療業務による収入	10,514
教育研修業務による収入	8
その他の収入	116
投資活動による収入	<u>0</u>
財務活動による収入	<u>2,404</u>
長期借入による収入	0
その他の収入	2,404
前年度よりの繰越金	<u>2,035</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。